

鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内に事業所を有する就労系障害福祉サービス事業者（（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労継続支援の事業を行うものに限る。）又は同条第14項に規定する就労継続支援事業（同サービスを含む多機能型事業を含む。）を行う法人をいう。以下同じ。）、新たな農林水産分野での作業受託に向けた取組、新たに自主農業を開始する取組又は既に取り組んでいる自主農業の生産性向上・事業拡大に向けた取組を支援することにより、当該事業所の利用者の工賃水準の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第3欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業実施計画書の提出)

第4条 別表の第1欄の（2）又は（3）の事業により本補助金の交付を希望する就労系障害福祉サービス事業者は、鳥取県福祉保健部長（以下「福祉保健部長」という。）が別に定める日までに、様式第1号及び様式第2号により事業実施計画書（以下「計画書」という。）を福祉保健部長に提出しなければならない。

(計画書の審査)

第5条 前条の規定に基づき提出された計画書は、鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業審査委員会運営要綱（令和3年5月28日付第202100054351号鳥取県福祉保健部長通知）により設置された鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

2 前項の審査に必要な審査基準は、福祉保健部長が別に定める。

(対象事業の認定)

第6条 福祉保健部長は、第4条の規定に基づき提出された計画書について、審査委員会の審査結果を基にして、予算の範囲内で補助金を交付すべき対象事業（以下「補助金交付対象事業」という。）を認定する。

2 前項の認定の通知は、様式第3号による。

(交付申請の時期等)

- 第7条 別表の第1欄の（1）の事業を行う就労系障害福祉サービス事業所又は別表の第1欄の（2）又は（3）の事業を行うもので前条に規定する認定通知を受けた就労系障害福祉サービス事業者は、福祉保健部長が別に定める日までに本補助金の交付申請を行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 前条に規定する認定通知を受けた就労系障害福祉サービス事業者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

- 第8条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定の通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額を伴う変更
（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

- 第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

- 第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほかに、この要綱の実施に関する必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行することとし、令和3年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年3月22日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業の区分	2 補助対象者		3 補助対象経費・補助率			
			①資材・機器等		②専門家派遣	
	共通事項	追加要件	対象経費	補助率	対象経費	補助率
(1) 新たな農林水産分野での作業の受託に取り組む就労系障害福祉サービス事業者が行う受注環境の整備	次に掲げる要件（補助事業の区分の（2）及び（3）の事業については追加要件を含む。）を全て満たす就労系障害福祉サービス事業者 ア 県内に事業所を	-	資材及び機器の購入に要する経費。 ただし、農業以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは事業対象外とする。（ビニール袋、軍手等の消耗品等）	2／3 (補助限度額：100千円)	ア 専門家謝金：専門家から指導・助言を受けた対価として支払う経費 イ 専門家旅費：専門家を招へいする際に要する交通費・宿泊費等の経費 ただし、専門家からの指導・助言の内容が農業技術指導である場合は、鳥取県農業改良普及員の指導・助言対象外となるものに限る。	1／2 (補助限度額：250千円)
(2) 新たに自主農業を開始する就労系障害福祉サービス事業者が行う栽培環境の整備	エ 農家からの農作業受託や事業所での小規模農業等（自家消費用等）に既に取り組んでおり、一定の農業経験があること。 イ 工賃水準向上のための事業計画（引き上げ策及び引き上げ額）を作成していること。 ウ 前年度の工賃実績を報告していること。	エ 農家からの農作業受託や事業所での小規模農業等（自家消費用等）に既に取り組んでおり、一定の農業経験があること。	機械及び施設、種苗等の購入に要する経費。 ア トラクター、選果機等の農業用機械 イ ビニールハウス、作業場等の農業用施設 ウ 栽培環境の整備に要する種苗、農業資材等 ただし、農業以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは事業対象外とする。（ビニール袋、軍手等の消耗品等）	1／2 (補助限度額：300千円)	1／2 (補助限度額：1,000千円)	
(3) 自主農業に取り組んでいる就労系障害福祉サービス事業者が行う、利用者の工賃水準向上のための栽培作物の生産性の向上、多品種栽培への展開等	エ 既に自主農業に取り組んでおり、生産作物を市場等で販売していること。					

(注) 別表の補助事業について、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行わない。(収益は利用者の工賃に充当。)

様式第1号（第4条、第7条、第10条関係）

年度鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金事業実施計画（報告）書

補助事業の区分		(1) 新規作業受託 (2) 自主農業の開始（スタートアップ） (3) 自主農業の生産性向上等		
事業実施期間		交付決定日から 年 月 日まで		
事業の内容	目的・事業概要			
	導入する機械器具・設備等	名称	用途・必要性	金額（円）
	招へいする専門家	専門家の肩書・氏名	指導内容・必要性	金額（円）
	スケジュール			
	現在の取組状況	現在の受託作業（又は生産品目）		
既存の機械器具・設備等				
農地所在地・面積 ※事業区分（1）は記載不要				
生産品の販売状況(取引先、流通経路) ※事業区分（1）は記載不要				
課題（報告の際は課題に対する改善状況）				
事業効果	申請時点の状況		想定される事業効果 (報告の際は結果を記載)	
	障がい者の平均月額工賃（賃金）の上昇	年度： 円/月	年度： 円/月	年度： 円/月

受託作業料金（又は生産収入）		
その他想定される効果		
他の補助金等の活用の有無	有 ※有の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先 (補助金の所管部署名・団体名及び連絡先電話番号)を記載してください。 無	

(注) 工賃水準向上のための独自の事業計画書(引き上げ策及び引き上げ額を含む)を添付すること。

※専門家から農業技術指導を受ける場合、その技術指導の内容は鳥取県農業改良普及員の指導・助言対象外であることを確認している。

右記に○(確認済である)

※「工事請負費」又は「委託費」が含まれる場合で、県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合(該当しない場合には記載不要)

対象経費(該当するものに○)	工事請負費・委託費
県内事業者への発注が困難である理由	

※ 消費税の取り扱い(該当するものに○)

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えてる公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

※ 補助事業の内容が建設工事であって、補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。また、今後当該建物(設備、備品を含む。)に他の補助金を活用する別の整備計画がある場合はその内容を記載してください。

--

様式第2号（第4条、第7条、第10条関係）

年度鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金・収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

区分	A 予算額	B 決算額	A-B 差引額	内訳明細
本補助金				
自己資金				
その他助成金				助成金の名称：
寄付金				
その他				
計				

(注) 本補助金の振り込みが確認できる通帳の表紙と該当ページの写しを添付すること。

2 支出

(単位：円)

区分	A 予算額	B 決算額	A-B 差引額	内訳明細
機械購入費				
施設整備費				
資材等購入費				
使用料及び賃借料				
専門家謝金				
専門家旅費				
その他				
計				

(注1) 支出に係る全ての領収書の写しを添付すること。

(注2) 支出区分ごとに金銭出納簿を作成し、その写しを添付すること。

(注3) 補助対象経費については、別紙を参考とすること。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鳥取県福祉保健部長 ○ ○ ○ ○

○○年度鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金交付対象事業の認定について（通知）

鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金事業実施計画書の提出のあった下記の事業について、鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和3年5月28日付第202100054062号鳥取県福祉保健部長通知。以下「交付要綱」という。）第6条第1項の規定により、本補助金交付対象事業として下記認定額を限度に認定します。

については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）及び交付要綱により 月 日（ ）までに補助金交付申請手続を行ってください。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

2 認定金額

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

○○年度鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金交付決定
通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、実績額について鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和3年5月28日付第202100054062号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第8条第3項の規定を適用して得た額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

鳥取県知事　様

所 在 地
名 称
代表者名

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額	金	円
(2) 補助対象経費の額	金	円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金	円
---	---

3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金	円
---	---

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

$(3 - 2) \times \frac{1\text{の } (1)}{1\text{の } (2)}$	金	円
--	---	---

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第5号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経費の内訳	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法